

職場でのトラブルでお困りのみなさまへ

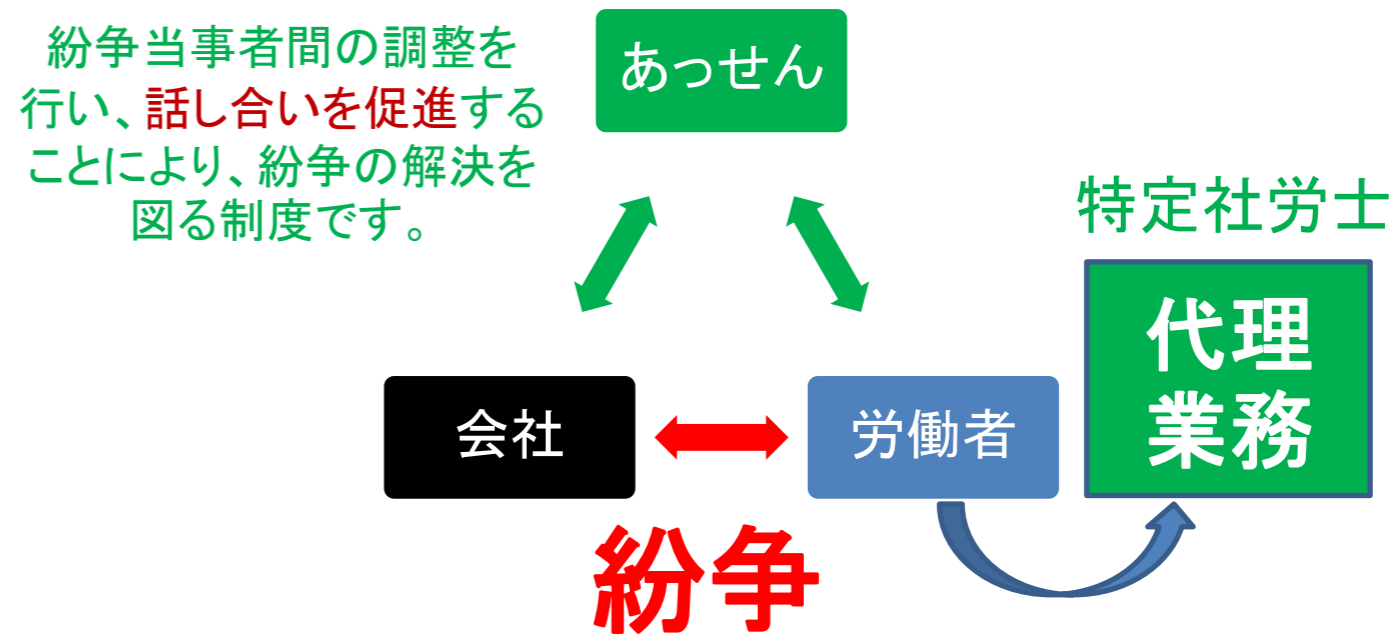
## 職場のトラブル解決 人事部経験30年の 社労士がサポートします

「個別労働紛争の解決の促進に関する法律」に基づく簡易、迅速円満そして低廉な解決援助制度のご案内



納沙布岬  
北海道で一番早い日の出  
6月だと午前3時30分過ぎで、  
沖縄那覇よりも約2時間も早い  
そうです。なんとスピーディー  
2018年6月16日 12:36撮影

## 個別労働紛争解決システムの概要



労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争が対象となります。以下はその事例です。

- (1)賃金(残業代など)を払ってもらえない。
- (2)退職金を払ってもらえない。
- (3)有休休暇が取らせてもらえない。
- (4)一方的に賃金が引き下げられた。
- (5)配置転換命令を受けたが、理由が納得できない。
- (6)採用当初に提示された労働条件が、実際と違う。
- (7)会社から執拗な退職強要を受け、精神的苦痛を感じる。
- (8)突然、会社から解雇を言い渡され困っている。
- (9)長年、パートタイマーとして働いてきたのに、突然もう来なくて良いと言われた。

## 個別労働紛争解決システムの特長

労働にかかわるトラブルが発生したとき、ふと思い浮かべるのが裁判です。しかし、**裁判はお金も時間もかかります**。また、裁判の内容は**一般に公開**されるので、経営者と労働者が互いに**名誉や心を傷つけあう結果**にもなりかねません。



そんなときこそ、個別労働紛争解決システムの出番です。裁判によらないで、当事者双方の話し合いに基づき、あっせん手続きによって、紛争の解決を図ります。

## 個別労働紛争解決手続き代理業務

個別労働紛争解決手続き代理業務は特定社労士が行える業務です。問題解決の豊富な経験を有する特定社労士が、皆さまに代わって「あっせん」に必要な手続きを漏れなくスピーディーに行います。  
**ご相談お待ちしております。**

東京都中央区銀座一丁目27番8号 セントラルビル703号  
高屋社会保険労務士事務所  
**特定社労士 高屋 徹**

Tel 090-4000-0733 Fax 03-3546-8836

簡易

迅速

円満

低廉